

平成14年10月8日

裁判官の任命手続の見直しに関する検討状況について

最高裁判所事務総局

第1 司法制度改革審議会意見の概要（資料1参照）

最高裁判所が下級裁判所の裁判官として任命されるべき者を指名する過程に国民の意思を反映させるため、最高裁判所に、その諮問を受け、指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置すべきである。

同機関が、十分かつ正確な資料・情報に基づき、実質的に適任者の選考に関する判断を行いうるよう、例えば、下部組織を地域ブロックごとに設置することなど、適切な仕組みを整備すべきである。

制度の整備に当たって留意すべき事項として掲げられているもの

- ・ この機関が実質的な判断を行い得るよう十分な配慮がなされるべきこと。
- ・ 選考の基準等を明示することをはじめ、選考過程の透明性を確保するための仕組みを整備すること。任官希望者のすべてがこの機関の判断を経た上で、指名されるか否かを最高裁判所によって最終的に決定されるものとするべきこと。
- ・ この機関に対して任官希望者に関する人事情報の収集、提供等を行う下部組織を地域ブロックごとに設置することなど、適切な仕組みを整備すべきであること。
- ・ 委員の構成及び選任方法については、中立性・公正性が確保されるよう十分な工夫をすること。
- ・ この機関による選考に関しては、裁判官の独立を侵すおそれのないよう十分に配慮すべきこと。
- ・ 最高裁判所は、この機関による選考の結果適任とされた者を指名しない場合に、その者から請求を受けたときは、指名しない理由を本人に開示す

べきこと。この機関による選考の結果適任とされなかった者に対して、説明責任を果たすための適切な措置についても検討する必要があること。

第2 司法制度改革推進計画・司法制度改革推進計画要綱の概要

司法制度改革推進計画（政府）

最高裁に、その諮問を受け、下級裁判所の裁判官として指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置するとともに、その機関が十分かつ正確な資料・情報に基づき適任者の選考に関する判断を行い得るように適切な仕組みを整備することについて、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。（本部）

司法制度改革推進計画要綱（最高裁判所）

最高裁判所に、その諮問を受け、下級裁判所の裁判官として指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置するとともに、同機関が十分かつ正確な資料・情報に基づき実質的に適任者の選考に関する判断を行いうるよう、適切な仕組みを整備することとし、所要の措置を講ずる。

第3 最高裁判所の検討の基本的スタンス

審議会意見に沿った検討の方向性

- ・ 国民の裁判官に対する信頼感を高めるとの観点から、審議会意見にのっとり、下級裁判所裁判官の指名過程に関与する諮問機関を設置することを検討。

推進計画に沿った検討方法

- ・ 下級裁判所裁判官の指名過程に關与する諮問機關の設置については、政府の推進計画では第一次的な検討を最高裁判所に委ね、最高裁判所も推進計画要綱を定めて検討を開始。
- ・ 最高裁判所は、案件の重要性にかんがみ、広く各界の意見を聴取することが適當と考え、一般規則制定諮問委員会に諮問して検討中。
- ・ 最高裁判所は、一般規則制定諮問委員会の審議の状況についても適宜法曹制度検討会で説明しつつ、検討を進める予定。

一般規則制定諮問委員会における具体的な検討方法

- ・ 一般規則制定諮問委員会の委員構成を工夫し、各界の有識者の意見を広く採り入れる検討体制を採用（資料2参照）。
- ・ 審議会意見を出発点として、基本的な論点から検討（資料7参照）。
- ・ 一般規則制定諮問委員会における検討のプロセスを明らかにするために、議事の情報を公開（資料3参照）。

第4 裁判官指名手続の実情

任官希望者の類型に応じた指名手続の運用

- ・ 任官希望者の類型としては、大きく分けると、司法修習生からの判事補への任命、判事補から判事への任命や判事の再任、弁護士等からの判事、判事補への任命がある。その手続の流れは資料10のとおり（なお、資料9、12参照）。

* 下級裁判所裁判官の指名過程に關与する諮問機關の審議を実質的なものとするためには、任官希望者の類型に応じた審議方法の在り方を想定した検討が必要。

第5 最高裁判所の検討状況

一般規則制定諮問委員会の開催状況

- ・ 第1回会議（7月31日）
論点メモ（資料7）に基づいて審議。
問題の全体像を把握するため、機関の設置の要否、設置の法形式、組織、所掌事務、構成・運営方法、下部組織の設置の要否・機能等の各論点について一通り協議（資料4参照）。
- ・ 第2回会議（9月20日）
第1回会議の協議を踏まえて作成した「これまでの議論の整理等に関するメモ」（資料8）に基づいて審議。審議の前提として、任官希望者の類型に応じた審議方法の在り方について議論し、その後、この機関の所掌事務等を中心に協議（資料5参照）。

これまでの検討の概要

この機関の設置、組織について、次の点が確認されている。

- ・ 最高裁判所に、下級裁判所の裁判官（以下、「裁判官」という。）の指名過程に関与する委員会（名称は未定。以下、「委員会」という。）を置くこと。
- ・ 委員会に、下部組織を置くこと。
 - * 委員会の具体的な組織、構成等については、更に検討する予定。
 - * 下部組織の組織形式、具体的な組織、構成等については、更に検討する予定。

委員会の所掌事務について、次の点が確認されている。

- ・ 委員会は、最高裁判所の諮問を受けて、裁判官として任命されるべき者を指名することの適否を審議し、その結果に基づき、最高裁判所に意見を述べること。委員会は、指名の適否について意見を述べるに当たっては、その理由を付することができること。
- ・ 最高裁判所は、任官希望者全員を記載した名簿を委員会に提示すべきこと（任官希望者全員を諮問の対象とすべきこと）。
- ・ 委員会は、最高裁判所の諮問を受けて、上記の指名に関する事項（例えば、

指名に当たっての選考基準等の一般事項)を審議し、その結果に基づき、最高裁判所に意見を述べること。

* 委員会の所掌事務については、指名手続の実情、任官希望者の類型に応じた委員会の審議の在り方を考慮しつつ検討を行った。

* 最高裁判所の諮問の仕方について、最高裁判所は、任官希望者の指名の適否に関する意見を付して諮問するのか、適否の意見を付さないで諮問するのか、という点が議論された。

この点については、最高裁判所は、諮問の際に、任官希望者に関する一定の資料を提供するが、任官希望者の指名の適否に関する意見を付さないで、いわば白紙の状態で諮問すべきであることが確認されている。

* 委員会の所掌事務について、指名の適否の意見を述べるに止まらず、独自に適任者を推薦する機能を持たせるべきか否か、これに関連して、任官希望者が最高裁判所ではなく、委員会に任官の申し込みをすることとすべきか否か、という点が議論された。

の点については、両論の意見があったが、最高裁が任官希望者全員を諮問に付するのならば、委員会は任官希望者全員について適否の判断をすることになること等から、委員会に推薦機能を持たせる必要はない旨、大方の意見の一致があることが確認されている。

の点については、両論の意見があったが、最高裁が任官希望者全員を諮問に付するのならば、任官希望者は最高裁あてに任官の申し込みをすれば足り、あえて委員会あてに応募する手続を設ける必要がない旨、大方の意見の一致があることが確認されている。

* 委員会の所掌事務について、任官希望者が採用可能数を上回る場合等に備えて、委員会は、適否の判断に加えて、任官希望者に

対する段階的評価に関する意見を述べることとすべきか否か、という点が議論された。

この点については、委員会は、任官希望者の指名の適否の意見を述べるに止めるべきであり、任官希望者に対する段階的評価に関する意見を述べることとすべきではないことが確認されている。

その他の論点（下部機関の所掌事務等）については、今後検討する予定。